



小さな会社のための 労務管理講座

株式会社
北見式賃金研究所
所長 北見 昌朗

社会に出たのは昭和57年。経済記者として毎日、経営者に突撃取材。社長さんたちのド真剣な生き様に感銘を受け、経営者になりたいと一念発起して独立したのが平成7年。以後、経営者に給与の払い方を提案しつつも、自分が職員の給与問題で四苦八苦。社長の孤独さ、辛さをまじまじと実感。負けてたまるかと、自分を叱咤激励! モットーは「社員あつての会社 会社あつての社長 社長あつての社員」。「愛知千年企業」(中日新聞社)など著書多数。名古屋出身。

第1回目 配偶者控除拡大でチョビツと延びるパートの勤務時間

政府は、所得税の配偶者控除を拡大する方針です。いわゆる「103万円の壁」が見直しされると、パートタイマーの働き方も変わりそうです。どんな変化がありえそうなのか予測してみました。これまで扶養の範囲内で働くことを希望するパートは、次のようなことを考える向きが多かったようです。

▼「税法上の扶養家族でいたい」
(103万円)

▼「健康保険の扶養家族でいたい」
(130万円)

▼「夫の家族手当も欲しい」
(103万円もしくは)

130万円? 会社による)

▼「パートの勤務先で社会保険に加入したくない」

そうなりますと、例えばこんな年収で働くこととなります。

● 1日5時間勤務
● 月間20日
12ヶ月×仮に時給850円＝
年収102万円

話は変わりますが、会社の家族手当の支給要件は、103万円もしくは130万円未満のところが多いですが、主流派は103万円です。会社は、今後支給要件を見直します。

るところが増えるでしょう。私は、今後「130万円」が主流派になると予測します。

そうなりますと、パートはこんなことを考えて働くようになるでしょう。

▼「税法上の扶養家族でいたい」
(拡大)

▼「健康保険の扶養家族でいたい」
(130万円)

▼「夫の家族手当も欲しい」
(130万円?)

▼「パートの勤務先で社会保険に加入したくない」

そこで想定されるのが次のような年収です。

● 1日5時間50分勤務
● 月間20日
12ヶ月×仮に時給900円＝
年収126万円

つまり、パートの勤務時間はチョビツとですが、以前より延びる可能性があります。多少の昇給もできそうです。

政府は、所得控除拡大によりもつと長時間の勤務を期待したかもしれません。健康保険料の負担まで考えると、現実的にはそんなところでしょう。

いわゆる「壁」とは

政府の政策は縦割り行政であるために、税と社会保険の仕組みに一体感がないです。いわゆる「壁」とは、どんなものがあるのか整理してみました。

壁その①「4分の3の壁」とは?

社会保険の加入要件は、1週間の労働時間および1ヶ月の労働日数が4分の3以上になると加入義務が生じます。8時間勤務の場合は6時間で該当します。

壁その②「106万円(月額8.8万円)の壁」とは?

社会保険の被保険者数が500人以上の大手では、週20時間以上勤務して、給与が106万円に達すると社会保険に加入義務が生じます。

壁その③「130万円の壁」とは?

年収が130万円に達すると、健康保険の扶養家族から外れて保険料を自己負担になります。これが大きな額なのです。

壁その④「税法上の扶養控除の枠が拡大へ」

この原稿は平成29年1月5日に執筆していますので、いくらになるのか定かではありません。